

# 衛生組合が統合します。よろしくお願ひします。

## 「南会津地方環境衛生組合」平成24年4月誕生

南会津郡内には、田島下郷町衛生組合と西部環境衛生組合があります。

この両衛生組合は平成24年3月31日をもって解散し、南会津町、下郷町及び只見町を区域とする「南会津地方環境衛生組合」に生まれ変わります。



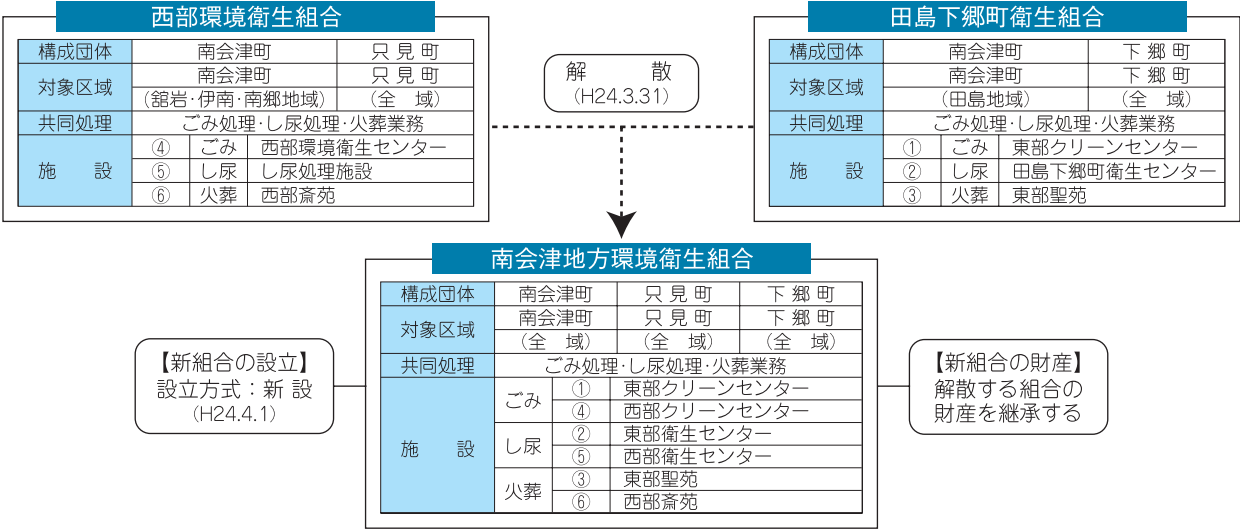
▲三町長による衛生組合統合協議書締結式(平成23年9月27日実施)  
左から大宅宗吉南会津町長、目黒町長、湯田雄二下郷町長

### 衛生組合の統合目的

両衛生組合では、現在、ごみ処理・し尿処理・火葬業務が行われています。

業務の内容は全く同じであり、経費の節減につながる効率的な運営と、今後予定される施設の更新など広域的な処理に対応するため、新たな衛生組合の設立が求められていました。

### 両衛生組合の概要と統合のイメージ



### 管理者・副管理者と議会議員

新衛生組合には、組合運営の責任を担う管理者と副管理者が置かれます。今後、南会津町長、下郷町長及び只見町長の三町長の互選により、その職が決定します。

また、新衛生組合の議会議員も、南会津町、下郷町及び只見町の議会議員の中から、選出されます。

◇管理者会	管理者	1名
	副管理者	2名
◇議 会	議員定数	13名
選出区分	南会津町	6名
	下郷町	4名
	只見町	3名

### 組合運営費に関する三町分担金

衛生組合の運営にあたり、南会津町、下郷町及び只見町の三町では、分担金の支出が行われます。算出方法は次のとおりです。

◇総務に関する経費  
人口割：100%

◇ごみ処理に関する経費  
利用割：100%

◇し尿処理に関する経費  
利用割：100%

◇火葬業務に関する経費  
利用割：100%

### 新衛生組合の事務所と施設

事務所の位置は、現田島下郷町衛生組合の事務所と同じ、下郷町落合地内に置かれます。なお、現西部環境衛生組合の事務所は、西部環境センターとして、問い合わせへの対応や各種手数料の収納事務等が行われます。

また、ごみ処理施設・し尿処理施設・火葬場は、一部の施設で名称の変更はありますが、これまでと同様に稼働します。各施設の名称と連絡先は、次のとおりです。

南会津地方環境衛生組合	
組合事務所 (東部クリーンセンター内)	〒969-5343 南会津郡下郷町大字落合字下川原138番地1 TEL (0241) 67-2480
東部クリーンセンター	TEL (0241) 67-3820
東部衛生センター	TEL (0241) 67-3414
東部聖苑	TEL (0241) 62-1175
西部環境センター (管理事務所)	〒967-0611 南会津郡南会津町山口字下荒町2172番地9 TEL (0241) 72-2639
西部クリーンセンター	電話は西部環境センターで対応します
西部衛生センター	
西部斎苑	

# お問い合わせ先

衛生組合の統合に関するお問い合わせ先は、次のとおりです。

南会津地方衛生組合  
統合準備委員会  
(田島下郷町衛生組合事務室内)

電話(0241)67-2480  
FAX(0241)67-2120

# 火葬料金

火葬料金について変更はありません。ただし、生活保護受給者に関する取り扱いで、生活保護を受けている方が死亡された場合の火葬、生活保護を受けている方が喪主となる場合の火葬については、火葬料金を2分の1に減免します。

田島下郷町衛生組合と西部環境衛生組合では、ごみ処理・し尿処理・火葬業務の取り扱いの中に、一部相違点がありました。今回の統合協議において調整された結果を、業務ごとにお知らせします。なお、現在の指定ごみ袋は、そのまま使えます。

ごみ処理・し尿処理・火葬業務の取り扱いが一部変更されます

# ごみの収集回数等

## 〔ごみの収集回数〕

◇東部地区(南会津町田島地域と下郷町)  
○ごみの収集回数は、平成23年度と同じ取り扱いになります。

◇西部地区(南会津町館岩・伊南・南郷地域と只見町)  
●次のごみ収集について回数の増などがあります。

可燃ごみ	祝日における収集回数を増やし、年末年始を除き1週間に1回の可燃ごみ収集が確保されます。
資源ごみ	12月から3月までの冬期間においても、ペットボトル・段ボール・古紙の収集が、毎月1回行われます。なお、びん類は冬期間のみ不燃ごみとして出していただき、衛生組合において選別作業が行われます。
粗大ごみ	町の事業として行われていた粗大ごみの収集が、4月からは、衛生組合の業務として年に2回の収集が行われます。

## 〔ごみ処理施設の自己搬入受入れ〕

◇東部地区(南会津町田島地域と下郷町)  
●平成24年度もこれまでと同様に、毎月第一・三土曜日、指定日曜日(年間9回)、年末特別受入日(12/29)が設定され、ごみ処理施設における自己搬入の受入れが行われます。

◇西部地区(南会津町館岩・伊南・南郷地域と只見町)  
●平成23年度までは、年末特別受入日(12/29・30)のみの対応となっていたましたが、4月からは、東部地区と歩調を合わせた自己搬入の受入れが行われます。

(確認方法)詳しくは、3月下旬に配布される「ごみ収集カレンダー」でご確認ください。

次のような取り扱いになりました。

# ごみの収集回数

# 事業系ごみの処理手数料

◇東部地区(南会津町田島地域と下郷町)  
○10kg当たり100円(1tあたり10,000円)となっている現行の手数料が、新組合の手数料となりますので、変更はありません。

◇西部地区(南会津町館岩・伊南・南郷地域と只見町)  
●10kg当たり55円(1tあたり5,500円)となっている現行の手数料を、4年間にわたり段階的な調整を行い、最終的には、10kg当たり100円(1tあたり10,000円)に統一されます。

平成24年度	10kg当たり 55円(1tあたり 5,500円)	平成26年度	10kg当たり 85円(1tあたり 8,500円)
平成25年度	10kg当たり 70円(1tあたり 7,000円)	平成27年度	10kg当たり 100円(1tあたり 10,000円)

〔おことわり〕 東部地区の事業系ごみを、西部地区のごみ処理施設に持ち込むことはできません。また、その逆のパターンについても対応できませんので、ご注意願います。

事業活動に伴い発生する一般廃棄物は、県内の事例を参考に調整し、次のような取り扱いになりました。

# 事業系ごみの処理手数料

# し尿処理手数料

## 〔し尿汲み取り手数料〕

◇東部地区(南会津町田島地域と下郷町)  
○一般家庭や事業所等からし尿の汲み取りを行った場合、現在は、180ℓ当たり1,500円の手数料が徴収されていますが、4月からは、180ℓ当たり1,600円に改訂されます。

◇西部地区(南会津町館岩・伊南・南郷地域と只見町)  
●西部地区の料金は、現在、180ℓ当たり2,100円となっていますが、4月からは180ℓ当たり1,600円に改訂され、東部地区の料金と同一の金額になります。

〔ご注意〕上記の金額に、消費税は含まれておりません。

## 〔し尿投入手数料〕

◇東部地区(南会津町田島地域と下郷町)  
○一般家庭や事業所などからし尿や浄化槽汚泥の収集を行った事業者がし尿処理施設に投入する際に、現在、1,800ℓ当たり600円の手数料を衛生組合に納付していただけていますが、4月からは、1,800ℓ当たり700円に改訂され、西部地区の料金と同一の金額になります。

◇西部地区(南会津町館岩・伊南・南郷地域と只見町)  
●西部地区の料金は、現在、1,800ℓ当たり700円となっており、この料金が新組合のし尿投入手数料となることから、料金の変更はありません。

し尿汲み取り手数料及び、し尿投入手数料は、県内の事例を参考に調整し、次のような取り扱いになりました。

# し尿の処理手数料